

6 川 監 公 第 1 4 号

令和 6 年 1 2 月 9 日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 7 項の規定により監査を行いましたので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員 大 村 研 一

同 川 上 善 行

同 石 田 康 博

同 かわの 忠 正

定期（財務）監査・行政監査の結果

1 監査の種類

財務監査及び行政監査

2 監査の対象

環境局、会計室、消防局、市民オンブズマン事務局、監査事務局及び人事委員会事務局

3 監査の範囲

令和5年度及び令和6年度の財務に関する事務の執行並びに情報管理に関する事務等の執行

4 監査の期間

令和6年9月2日から同年11月20日まで

5 監査の方法

対象部局ごとの事業実態や各執行課のリスク等を踏まえた上で、システムを活用した確認、書類審査、担当職員への質問、現地調査等の方法により行った。

6 監査の着眼点

（1）財務監査

ア 予算執行事務

予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。

イ 収入事務

調定、徴収、債権管理及び現金取扱事務は適正に行われているか。

ウ 支出事務

違法、不当その他不適正な支出はないか。

エ 契約事務

契約の時期及び方法並びに履行確認は適正に行われているか。

オ 財産管理事務

財産の取得、管理及び処分は適正に行われているか。

(2) 行政監査

ア 情報管理に関する事務

情報資産の管理等は適正に行われているか。

イ 庁用自動車等の管理に関する事務

庁用自動車等の安全対策等は適正に行われているか。

ウ その他

その他の事務の執行は適正に行われているか。

7 監査の結果

川崎市監査基準（令和2年川崎市監査訓令第1号）に準拠し、前述のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令等に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められたが、事務の一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

関係法令等に基づき、事務を適正に行うとともに、再発防止に努められたい。

(1) 定期（財務）監査

ア 行政財産の貸付けに附帯する光熱水費の算定を適正に行うべきもの

行政財産の目的外使用許可取扱要領（平成6年9月9日付け6川企管第261号）第8条によると、光熱水費等については、行政財産の目的外使用許可に係る光熱水費等の算定基準（平成27年1月19日付け26川財運第717号。以下「算定基準」という。）によるものとしてされている。また、算定基準は、行政財産の貸付けに係る光熱水費等を借受人に負担させる場合についても適用することができるとされている。

飲料自動販売機の電気料についてみたところ、過年度の算定基準に基づき算定したため、過小に請求していた事例があった。

要領等に基づき、電気料の算定を適正に行われたい。

(環境局施設部処理計画課)

イ 物品購入に係る契約手続を適正に行うべきもの

川崎市事務分掌規則(昭和47年川崎市規則第19号)第3条及び川崎市事務決裁規程(昭和41年川崎市訓令第8号)第5条第1項によると、物品の調達で定められた金額を超えるものについては原則として財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼しなければならないとされている。

物品購入に係る契約事務についてみたところ、次の事例があった。

規則等に基づき、物品購入に係る契約手続を適正に行われたい。

(ア) 一括して発注すべき物品について分割して起案し、財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼せずに契約していた事例

(消防局総務部施設装備課、警防部救急課)

(イ) 定められた金額を超える物品の調達について、財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼せずに契約していた事例

(消防局総務部施設装備課)

ウ 産業廃棄物の処理に係る手続を適正に行うべきもの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第6条の2第4号によると、委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、同号に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面が添付されていることとされている。

産業廃棄物の運搬、処分等に係る委託契約についてみたところ、契約書に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で定める条項が含まれて

いなかった事例があった。

法令に基づき、産業廃棄物の処理に係る手続を適正に行われたい。

(環境局脱炭素戦略推進室)

エ 再委託に係る事務を適正に行うべきもの

川崎市委託契約約款によると、受注者は、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託してはならないとされており、業務の一部

(主要な部分を除く)を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託者の住所、商号、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者へ提出し、その承諾を受けなければならないとされている。

委託業務についてみたところ、受注者が市の承諾を受けずに業務の一部を再委託していた事例があった。

再委託に係る契約違反は、事故発生リスクの増大を招くことから、その重大性を認識し、再委託を行う場合は、必要事項を記載した書面をあらかじめ提出させ、その妥当性について十分に確認することが求められる。約款に基づき、再委託に係る事務を適正に行われたい。

(人事委員会事務局任用課)

オ 劇物の管理を適正に行うべきもの

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第11条第1項によると、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならないとされている。また、同法第12条第3項によると、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び「毒物」又は「劇物」の文字を表示しなければならないとされている。

毒物及び劇物の管理状況についてみたところ、次の事例があった。

毒物及び劇物は、事故等の防止の観点から厳重な管理が求められている。法律に基づき、劇物の適正な管理を徹底されたい。

(ア) 劇物について、職員以外が立ち入れない場所に保管されていたものの、施錠保管が行われておらず、盗難や紛失を防ぐのに必要な措置が講じられていなかった事例

(環境局施設部橘処理センター)

(イ) 薬品庫に「医薬用外」及び「劇物」の表示をしていなかった事例

(環境局施設部処理計画課、同橘処理センター)

カ その他軽易な事項であるが改善を要するもの

(ア) 特定調達契約に係る手続を適正に行うべきもの

随意契約により相手方を決定したときの公示をしていなかった事例

(消防局警防部指令課)

(イ) 使用許可に係る手続を適正に行うべきもの

使用許可の手続を行わずに公営企業会計の土地を使用していた事例

(環境局施設部処理計画課)

(ウ) 備品の管理を適正に行うべきもの

a 重要物品の増減について会計管理者に報告していなかった事例

(環境局施設部橘処理センター、消防局麻生消防署)

b 不用の決定及び処分の決定を行わずに廃棄していた事例

(環境局生活環境部減量推進課、同収集計画課、施設部処理計画課、同浮島処理センター、同橘処理センター、消防局警防部警防課、臨港消防署、川崎消防署、幸消防署、中原消防署、高津消防署、多摩消防署)

c 所在が不明となっていた事例

(環境局総務部庶務課、施設部王禅寺処理センター)

d 備品整理簿に登載すべき物品を登載していなかった事例

(環境局施設部施設建設課)

e 保管換えの手続を行っていなかった事例

(環境局総務部庶務課)

(エ) 消耗品等の管理を適正に行うべきもの

a 消耗品及び材料について、物品交付請求手続を行っていなかったことにより、消耗品出納簿又は材料品出納簿と実際の数量が一致していなかった事例

(環境局生活環境部川崎生活環境事業所、中原生活環境事業所、施設部処理計画課、同橋処理センター、同王禅寺処理センター、消防局高津消防署)

b 消耗品出納簿に登載しなければならない消耗品について登載していなかった事例

(消防局警防部航空隊)

(2) 行政監査

ア 情報管理に関する事務

監査対象局全ての部署を対象とし、情報セキュリティ対策点検表、契約関係文書等について書類審査を行うとともに、監査対象局から抽出した別表に掲げる部署を対象とし、文書等の管理状況について現地調査を行い、情報資産の管理状況等について監査を行った。

その結果、委託業務の情報セキュリティ対策に関して必要となる書類が徴取されていなかった事例及びUSBメモリの利用記録が作成されていなかった事例があった。

今年度において、個人情報を含む書類やUSBメモリが所在不明となった事案が複数発生している。機密性の高い文書等の取扱いについて、改めて情報セキュリティ対策を徹底し、事故の防止に努められたい。

また、委託先から個人情報情報が漏えいした事案も発生している。委託先が委託業務に関連して個人情報を取り扱う場合、委託先において、個人情報に関する安全管理措置を講ずべき義務を負うこととなるが、委託先に対する必要かつ適切な監督を行うことは市の役割である。委託先からの個人情報等の漏えい等の防止の徹底を図りたい。

(ア) 機密保持等に関する事務を適正に行うべきもの

川崎市情報セキュリティ基準（平成14年9月2日付け14川総シ企第123号。以下「セキュリティ基準」という。）第2章9（1）オによると、委託する業務で機密性区分Ⅰの情報を取り扱う場合は、委託先の責任者や作業員から機密保持等に関する誓約書（以下「誓約書」という。）を提出させるとされている。

機密性区分Ⅰの情報を取り扱う委託業務についてみたところ、誓約書を提出させていなかった事例があった。

誓約書は、個人情報を取り扱う業務従事者に、情報セキュリティ及び個人情報の保護に関する法令等を理解させ、当該法令等を遵守させるために必要な措置として提出させるものであり、委託先における情報セキュリティレベルの確保に重要な書類である。

セキュリティ基準第12章4（1）に基づき、情報資産の管理について自己点検を実施する際に、個々の委託業務においてセキュリティ基準を遵守していることを確認すること等により、機密保持等に関する事務を適正に行われたい。

（環境局生活環境部収集計画課、消防局総務部人事課）

(イ) 情報の返却又は廃棄の確認に関する事務を適正に行うべきもの

セキュリティ基準第2章9（2）カによると、委託事業者が受託業務に関し、機密性区分Ⅰ又はⅡの情報を保有している場合は、委

託業務終了後速やかに市に返却又は廃棄させなければならず、また、複製及び複製をしていないことを確認し、確実に返却又は廃棄されたことを書面により確認するとされている。

委託事業者が受託業務に関して保有している機密性区分Ⅰ又はⅡの情報の管理についてみたところ、委託業務終了後に、確実に返却又は廃棄されたことを書面により確認していなかった事例があった。

情報が確実に返却又は廃棄されたことを書面により確認しなければ、市と委託事業者の双方で、情報の管理を徹底することができず、万が一、委託事業者に情報が残ったままであれば、情報の漏えい等の事故につながるおそれがある。

セキュリティ基準第12章4(1)に基づき、情報資産の管理について自己点検を実施する際に、個々の委託業務においてセキュリティ基準を遵守していることを確認すること等により、情報の返却又は廃棄の確認に関する事務を適正に行われたい。

(環境局脱炭素戦略推進室、環境対策部地域環境共創課、生活環境部廃棄物政策担当、同減量推進課、環境総合研究所、会計室出納課、消防局総務部人事課、人事委員会事務局任用課)

(ウ) USBメモリの利用記録を作成すべきもの

セキュリティ基準第4章4(1)サによると、機密性、完全性、可用性の区分に関わらず、USBメモリを利用する場合は、利用記録を作成し、貸出返却を確実に行うとされている。

USBメモリの利用記録の作成状況についてみたところ、利用記録が作成されていなかった事例があった。

USBメモリは可搬性に優れている反面、紛失等の危険性も高いことから、セキュリティ基準に基づき、USBメモリの利用記録の作成

を徹底されたい。

(環境局総務部庶務課、施設部王禅寺処理センター、消防局総務部庶務課、川崎消防署、高津消防署、麻生消防署、市民オンブズマン事務局)

イ 庁用自動車等の管理に関する事務

監査対象局全ての部署を対象とし、自動車検査証等の記載事項、安全運転管理者の業務の内容等について書類審査を行うとともに、監査対象局から抽出した部署（別表参照）を対象とし、アルコール検知器の使用状況、自転車の安全対策等について現地調査を行い、庁用自動車等の管理について監査を行った。

その結果、庁用自動車等の配置換えに伴い必要となる手続きが適正に行われていなかった事例があった。

監査した限りにおいて、庁用自動車等の安全性の確保及び安全運転に関する事務は適正に行われていたが、昨年度、継続検査の手続きをせず、有効な自動車検査証の交付を受けていない庁用自動車を運行の用に供していた事例が発生していることから、引き続き、法令を遵守し、適正な手続きを行われたい。

(ア) 庁用自動車等の使用の本拠の位置の変更登録の申請を適正に行うべきもの

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第12条第1項によると、自動車の所有者は、登録されている使用の本拠の位置等に変更があったときは、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならないとされている。

自動車検査証等をみたところ、庁用自動車等の配置換えをしたにもかかわらず、使用の本拠の位置の変更登録の申請を法令で定められた期限までに行っていなかった事例があった。

道路運送車両法に基づき、庁用自動車等の使用の本拠の位置の変更登録に関する事務を適正に行われたい。

(環境局生活環境部収集計画課、消防局総務部施設装備課)

(イ) 庁用自動車等の保管場所の位置の変更の届出を適正に行うべきもの

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第7条第1項によると、自動車の保有者は、保管場所の位置を変更したときは、変更した日から15日以内に、変更後の保管場所の位置を管轄する警察署長に、当該自動車の使用の本拠の位置、変更後の保管場所の位置等を届け出なければならないとされている。

庁用自動車等の保管状況についてみたところ、庁用自動車等の配置換えをしたにもかかわらず、保管場所の位置の変更の届出を法令で定められた期限までに行っていなかった事例があった。

自動車の保管場所の確保等に関する法律に基づき、保管場所の位置の変更に関する事務を適正に行われたい。

(環境局生活環境部収集計画課、消防局総務部施設装備課)

別表 現地調査対象部署一覧

No	局名	部署名	庁用自動車等
1	環境局	庶務課	
2		環境対策推進課	
3		収集計画課	
4		廃棄物指導課	
5		宮前生活環境事業所	○
6		王禅寺処理センター	○
7	会計室	審査課	
8		出納課	
9	消防局	庶務課	○
10		人事課	
11		救急課	○
12		指令課	
13		航空隊	○
14		予防課	○
15		川崎消防署	○
16		高津消防署	○
17		中原消防署小田中出張所	○
18		麻生消防署	○
19	市民オンブズマン事務局	同事務局	
20	監査事務局	行政監査課	
21	人事委員会事務局	調査課	
22		任用課	

※上記の全ての部署について情報管理に関する事務に係る現地調査を実施し、「庁用自動車等」の欄に○を付した部署について併せて庁用自動車等の管理に関する事務に係る現地調査を実施した。